

# 令和4年度大川樟風高等学校生徒心得

## 《 生徒心得 》

われわれは大川樟風高等学校の生徒として、伝統を創っていくという自覚と決意をもって行動していかなければならない。

学校は、良識育成の場であるとともに、人格陶冶のための協同社会でもある。生徒は、勉学に励むことはもちろん、心身を鍛え教師の指導とお互いの切磋琢磨によって、明朗で気品のある校風を樹立しなければならない。そのためには、日常特に次の事項に留意して生活すること。

### 1 学習環境の整備

- (1) 施設・設備・公共物など公共物を大切にすること。
- (2) 教室及び校内の美化に心がけ、日直や清掃活動は積極的に行う。

### 2 礼儀

礼は尊敬、親愛の心の表れであり、言葉は心の鏡である。先生、先輩に対してはもちろん、お互いの間でも常に礼儀を重んじ、大きな声であいさつをし、本校生徒としての品位を高めよう。  
※先生や先輩など目上の方や外部からのお客様などに対しては、常に敬語を使い、あいさつすることを忘れず、失礼がないように心を配らなければならない。

### 3 登・下校

- (1) 定められた時刻を厳守すること。
  - ①課外授業始業時刻 7時35分
  - ②登校時刻(朝のホームルーム) 8時40分
  - ③下校時刻 19時30分完全下校。但し、土・日・祝日は17時完全下校。部活動生徒も同様。

### 4 校内生活

生活環境の整備は生徒各自の責務である。常に清潔・整頓に努め、校内の美化に努めること。

- (1) 常に始業10分前までに登校するように心がける。
- (2) 部室の利用は、部活動規定第5条による。
- (3) 食堂の利用は、1限目終了以降の休み時間・昼休み・放課後に行うこと。  
教室や食堂以外での飲食は絶対にしない。
- (4) 次の場合は、許可を受ける。
  - ①備品・体育器具など公共物の使用
  - ②登校時から放課後までの間の外出
  - ③校内放送

### 5 校外生活

常に本校生徒としての本分を自覚し、責任をもって行動すること。

- (1) 外出の際は家人に行き先などを告げ、夜間の外出は厳に慎み、深夜に外出してはならない。  
無断外泊は禁止する。
- (2) 不健全な場所への立ち入りは禁止する。
- (3) アルバイトは原則禁止とする。特別な事情などがある場合は許可を受けること。無届けのアルバイトをした場合は、特別指導の対象となる。
- (4) 暴力行為・飲酒・喫煙・シンナー吸引・薬物乱用及びこれらに類する行為は一切禁止する。
- (5) 交通ルールを守ること。また暴走行為をしたり、見物に行ったり絶対にしないこと。

## 6 欠席・遅刻・早退

- (1) 病気その他のやむを得ない事由により遅刻・欠席しようとする生徒は、保護者を通して電話等で必ず担任に連絡すること。
- (2) 遅刻して入室する際は、職員室で入室許可証に理由を記入し教科担任に提出すること。
- (3) 病気その他のやむを得ない事由により早退をしようとする生徒は、事前に担任に申し出て早退許可証を受け取り、翌日以降に担任に早退届を提出すること。

## 7 所持品

- (1) 身分証明書は常時携帯する。生徒心得をよく読み、実行すること。
- (2) 危険物及び学習に不要な物品の持ち込みについては禁止する。
- (3) 所持品には、必ず記名する。
- (4) 貴重品はカバンなどに入れることなく、常に身につけておく。(自己管理をする。)
- (5) 靴は指定された靴箱に入れ、使用しないときはダイヤル錠で施錠すること。
- (6) 校舎内では指定のスリッパを使用すること。
- (7) 必要以上の金銭を所持しないこと。
- (8) 金銭の貸借をしない。
- (9) 他の者の物品を無断借用しない。
- (10) 所持品を紛失した場合や盗難などがあった場合は、直ちに担任に届け出る。

## 8 携帯電話・スマートフォン

- (1) 携帯電話・スマートフォン等の電子機器の校内持ち込みを許可する。但し、学習支援や保護者への連絡、緊急時対応のためのものとする。
- (2) 携帯電話・スマートフォン等の電子機器は、主体的に学習活動を行うための学習支援の道具として位置づけ、学校の敷地内での使用を認める。ただし使用する際は、使用場面や使用方法を留意し、公共のマナーを守った上で使用すること。
- (3) 使用する際は、以下の公共のマナーを守った上で使用すること。
  - ①携帯電話・スマートフォンは、マナーモードにするなど音が鳴らないように設定して管理すること。
  - ②歩きスマホをしない。また、廊下に集まって使用しない。
  - ③更衣室、トイレでは使用しない。
  - ④休み時間、昼休みの使用は次の授業に支障をきたさないように注意する。
  - ⑤個人情報をアップしない。
  - ⑥画像、動画等の撮影については、原則禁止とする。  
※先生から許可を得た場合は撮影を認める。但し、撮影したものをSNS等で発信したり、アップロードすることは禁止する。
  - ⑦ライブ配信をしない。
  - ⑧学習のために音声データを再生する際に、必要に応じてイヤホンを使用することを認める。  
※音楽鑑賞等、娯楽を目的としての使用は禁止する。
  - ⑨学校のコンセントを利用して充電は行わない。ただし、モバイルバッテリーの使用は認める。
  - ⑩携帯電話・スマートフォンはストラップも含め外から見えないようにする。

※以上のマナー以外にも公共のマナーを逸する使用や、学習目的以外での使用は行わない。

- (4) 携帯電話・スマートフォン等の電子機器の管理は自己管理を徹底し、盗難などの被害に遭わないように注意する。(盗難などの被害について補償できないので注意して管理すること。)
- (5) 校内での違反行為があった場合は、携帯電話・スマートフォンをその場で預かり、クラス担任へ報告し携帯電話・スマートフォンを渡す。放課後担任が指導を行ない本人に返却する。
- (6) 携帯電話・スマートフォンの使用状態が悪化した場合は職員会議で協議し、学校長の決裁で携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みを禁止することもある。

## 《 服装・頭髪規定 》

服装・頭髪などの身だしなみを整えることは、心を整える、生活を整えることと直結している。また、他人に不快感を与えないため、ひいては本校と本校生徒が地域の方々から永遠に愛され続けるために必要不可欠なことである。日頃から面接試験を意識した身だしなみを心がけ社会人としての自覚をもつことが大切である。

### 1 頭 髪

常に端正で清潔、自然な形を基本とする。男女ともに脱色・染色、パーマなどはしてはならない。ただし、縮毛矯正は認める。

- (1)「男子」髪は短く切る。目・耳・襟に髪の毛が掛からないようにすること。飾りになるようなものをつけてはならない。
- (2)「女子」結髪するときは、黒、紺、茶のゴムを使用する。リボンや髪飾りなどをつけてはならない。前髪が目にかかる場合はピンで留める。髪を留める場合は、目立たない細いヘアピンを使用し、色は黒または濃紺とする。

### 2 制 服

制服は学校指定のものを着用する。徽章を男女ともに左襟に着用する。日常の学校生活、登・下校に加えて、休日などに学校に登校する際も必ず制服を着用する。改造した服や違反の服は一切認めない。季節による衣替え期間は設けないため、気候に合った服装を考えて着用する。

#### (1)「男子」

- ①冬服 学校指定のブレザーと冬用スラックス。ブレザーの中は学校指定の長袖シャツとネクタイ。  
※ブレザー着用時には、長袖シャツの袖口ボタンは必ず留める。着用しない場合は、留めるか2回以上曲げる。  
※シャツの裾は、必ずスラックスの中に入れる。長袖シャツ着用時は、必ずネクタイを着用すること。
- ②夏服 学校指定の半袖シャツと夏用スラックス。
- ③半袖シャツの上に学校指定のベスト、セーターを着用してもよい。
- ④シャツの中に着るものは、外から見て文字や絵などが透けて見えないもので、襟や袖などから出ないものとする。

#### (2)「女子」

- ①冬服 学校指定のブレザー・冬用スカートまたは冬用スラックス・長袖シャツ・リボンまたはネクタイ。  
※ブレザー着用時には、長袖シャツの袖口ボタンは必ず留める。着用しない場合は、留めるか2回以上曲げる。  
※長袖シャツ着用時は、裾をスカート（スラックス）の中に入れる。必ずリボンまたはネクタイを着用すること。
- ②夏服 学校指定の半袖シャツ・夏用スカート・夏用スラックス。
- ③半袖シャツの上に学校指定のベスト、セーターを着用してもよい。  
ブレザーの中に半袖シャツを着用する場合は、必ずリボンまたはネクタイを着用すること。
- ④夏服については、第1ボタンをはずして着用してもよい。但し、リボンまたはネクタイを着用する場合は、必ず第1ボタンを留めて着用すること。
- ⑤冬・夏服ともスカート丈は、直立の姿勢で膝にかかる程度の長さであること。  
短くするなどの補正や腰からの折り曲げなどは絶対に行わないこと。
- ⑥シャツの中に着るものは、外から見て文字や絵などが透けて見えないもので、襟や袖などから出ないものとする。

(3) 式典について

① 6月～9月の期間

【男子】学校指定の半袖シャツと夏用スラックス。

【女子】学校指定の半袖シャツと夏用スカート，夏用スラックス。

② 6月～9月以外の期間

【男子】学校指定のブレザー，白の長袖シャツ，ネクタイ，冬用スラックス。

【女子】学校指定のブレザー，白の長袖シャツ，紺のリボン，ネクタイ，冬用スカート，冬用スラックス。

(4) クールビズ期間について【5～9月】

① 長袖シャツについても第一ボタンをはずして着用してもよい。

② ネクタイ・リボンを着用する場合は，必ず第一ボタンを留めて着用すること。

③ ブレザーを着用する場合は，ネクタイ・リボンを着用すること。

3 ベルト

(1) 「男子」推奨品または類似した黒のベルトを着用する。

(2) 「女子」スカートでの使用は禁止。スラックスには、黒のベルトを着用する。

4 靴 下

靴下の色は、白・黒・濃紺の無地とする。(但し、式典時は黒、紺のみ。) アンクルソックス、ルーズソックス、レッグウォーマー類は禁止。タイツは網目の小さなもので、色は黒の無地。

5 通 学 靴

黒または、こげ茶のローファーの革靴か、運動靴とする。ただし、運動靴は華美でないものとする。かかとを踏んでの着用は禁止。

6 防 寒 具

(1) 黒・紺・茶・グレー・ベージュを基調とした華美でないもの。

(2) ブレザーの上に必ず着用する。

(3) 登下校時の防寒具の着脱は、昇降口で着脱すること。

(4) 防寒具(マフラー、手袋など)については、機能的で華美でないものとし、登下校時の脱着は昇降口で行うものとする。

(5) 防寒着・防寒具の校舎内での教室移動などの際は、着用を認めない。

7 その他の規定

(1) ピアス・ペンダント・ネックレス・ブレスレット・アンクレット・指輪・付け髪・カラーコンタクト・その他の装飾品類は禁止する。

(2) 化粧、眉そりなどは禁止する。リップクリーム、日焼け止めを使用する場合は無色のものとする。

(3) 手足の爪はきちんと切りそろえ、マニキュア・ペディキュア類はしてはならない。

(4) 登・下校の学用品入れは、機能的で華美でないものとする。

《樟あつぷ運動》

将来の進路実現に必要な、身なりの改善を行う活動とする。校則違反は、すべて対象となる。

1 重点取組内容

① ボタンはずし(胸元、袖口)、② シャツ違反(色、出し)、③ 腰パン、④ スカート曲げ

⑤ 化粧、⑥ マニキュア、⑦ 装飾品(ピアス、ネックレス、ペンダント、指輪、カラーコンタクト、その他)

⑧ 道路交通法違反(二人乗り、無灯火、携帯・音楽プレーヤー、傘差し、並列、その他)

⑨ その他

※①～⑧の項目以外の校則違反は、すべて「⑨その他」に該当する。

## 2 活動内容

- (1) 累積指導期間を1年間(4月1日～3月31日、1年生は入学式翌日より)とする。
- (2) 指導する場所は、制服を着用している場合の校内・外いずれも対象とする。
- (3) 教職員が生徒の違反箇所を発見した場合は、手持ちのカード(3枚複写式)に必要事項を記入し指導した生徒へ1枚目カードを渡す。
- (4) 生徒指導課、担任で学年生徒名簿に指導された生徒の欄へ指導箇所分を記入し管理する。
- (5) 累積指導による特別指導の内容  
指導1: 累積 5回・・・保護者召喚生徒指導課嚴重注意  
指導2: 累積10回・・・校長訓告  
指導3: 累積15回・・・停学  
※15回の特別指導後は、累積5回を持ってその都度停学指導とする。

## 3 累積指導による特別指導

累積期間中に上記の特別指導対象となった生徒は、担任より保護者へ連絡し本人、保護者同席のもと管理職、学年主任、担任、生徒指導課により特別指導の申し渡しを行う。

### 《 交通規定 》

交通法規・交通道徳を遵守し、安全に十分注意しよう。

#### 1 自転車通学

- (1) 近距離の者は、出来るだけ徒歩で通学する。
- (2) 担任を通して登録し、学校指定のステッカーを所定の場所(後部)に貼る。
- (3) 登校後、指定の場所に置き、必ず施錠すること。防犯登録をすること。
- (4) 定期的に点検・整備を行い、絶対に改造などを行わないこと。
- (5) 交通マナーを守り、道路交通法を遵守すること。

《道路交通法において自転車運転に係る禁止事項》(樟あつぷ運動における指導の対象となる)

- ア) 二人乗り、 イ) 並列運転、 ウ) 傘差し運転(自転車に傘をさすことも禁止する。)  
エ) 音楽プレイヤー・携帯電話のしながら運転、 オ) 無灯火運転、 カ) その他

#### 2 原動機付自転車通学(原動機付自転車を以下「原付バイク」とする。)

- (1) 学校から実測距離7km以上の者については、申請があれば審議の上許可する。
- (2) 特別な事情のある者については、その都度検討する。
- (3) 原付バイク通学者には、ステッカーを交付する。
  - ① 所定の許可申請用紙(原付バイク運転免許取得申請書と原付バイク通学許可申請書)及び誓約書に必要事項を記入し、保護者・担任の承認印を得て、生徒指導課へ提出する。
  - ② 各学期に行われる原付バイク説明会(免許取得と通学に関する説明)に保護者同伴で出席する。
  - ③ 原付バイク運転免許を取得した生徒は、長期休業後の始業の日に、運転免許証取得届に免許証のコピーを添付し、生徒指導課に提出する。その後、原付バイク通学許可式(生徒のみ)に出席する。
  - ④ 通学許可式の日、原付バイクの点検を受ける。通学に使用する原付バイクについては、学校で許可したスクーター(排気量については50cc、車体の全長については1900mmまでを限度とする。ギア車や改造などは認めない。)に限る。そして、学校指定のステッカーを所定の場所に貼る。
- (4) 通学許可の有効期間は年度内とし、継続するときは原付バイク通学許可更新用紙を再度提出すること。ただし、許可条件を満たさなくなったり、悪質な違反・指導拒否などがあった場合は許可を取り消す。

- (5) 通学時には、次のことを遵守すること。
- ①ヘルメット（フルフェイス）を必ず着用する。
  - ②学校指定の通学ウェアを必ず着用すること。また、雨天時はカッパを着用すること。
  - ③手袋を必ず着用すること。
- (6) 改造は一切行ってはならない。ブレーキやライトなどが正常に作動するように常に点検・整備しておくこと。
- (7) 事故・交通違反があった時は、速やかに担任に報告し報告書を提出すること。
- (8) 原付バイク通学許可者は、二輪車安全運転実技講習の受講を条件とする。受講しなかった場合は、次の講習まで通学を禁止する。
- (9) 1ヵ月の遅刻（課外への遅刻は除く）が3回以上あった場合、翌月のバイク通学を禁止する。

### 3 列車・バス通学

列車・バス通学生は車内の規則を守り、まわりの人たちに迷惑をかけない。また、駅のホームやバスの停留所などでも、迷惑になるような言動・行動は決してとらない。

### 4 運転免許の取得

#### (1) バイク

- ①免許取得に関しては、原付バイク運転免許のみ認める。
- ②原付バイク運転免許取得に関しては、原付バイク運転免許取得申請書及び誓約書に必要事項を記入し、保護者・担任の承認印を得て、生徒指導課へ提出する。それを受けて、各学期に実施する原付バイク運転免許取得説明会に保護者同伴で参加することで、原付バイク運転免許取得を許可される。
- ③原付バイク運転免許を取得した生徒は、長期休業後の始業の日までに、運転免許証取得届に免許証のコピーを添付し、生徒指導課に提出する。
- ④原付バイク運転免許試験を受験できる時期は、1年次夏休み以降の長期休業中とする。但し、学校行事などでの代休日における免許取得は、上記②の手続き完了者のみ許可するが、前日までに申し出ること。
- ⑤無届けで免許を取得した場合は、特別指導の対象とする。

※原付バイク運転免許以外の取得は、特別指導の対象とする。特別指導を受けた際は、取得した免許証については、保護者に返却し保護者預かりとする。

#### (2) 普通自動車及び準中型自動車（以下「自動車」とする）

- ①自動車運転免許取得対象生徒は、就職希望者または進学内定者とする。
- ②免許取得を希望する者は保護者の承諾書を添えて、事前に自動車運転免許取得承認願を生徒指導課に提出すること。取得後は免許証のコピーを自動車運転免許取得届に添付し生徒指導課に提出すること。
- ③自動車学校に入校できる時期は3年次11月以降とし、通学については放課後もしくは休日や長期休業中などとする。決して授業の欠課などを招くことがあってはならない。また、卒業するまで運転は禁止とする。

※自動車運転免許試験日（学科・路上）の出欠の扱いについては、いかなる理由があっても欠席扱いとする。

※無届けで免許を取得した場合や卒業前に運転した場合は特別指導の対象とする。特別指導を受けた際は、取得した免許証については、保護者に返却し保護者預かりとする。

#### (3) その他の交通関係の免許について

船舶等の運転免許取得については、その都度生徒指導課で協議する。

### 5 その他の問題行動については、その都度協議する。